

伊勢崎市手数料条例（抜粋）

別表第 3（第 2 条関係） 建築基準法関係

1 建築物に関する確認申請手数料等

1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等を除き以下同じ。）の規定により確認を申請する者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等を除き以下同じ。）の規定により計画を通知する者（以下「法第6条第1項の規定により確認を申請する者等」という。）は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	168,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	282,000円
50,000平方メートルを超えるもの	559,000円

2 1の表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。

（1） 建築物を建築しようとする場合（（2）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積

（2） 法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による建築基準関係規定に適合することの確認（（4）、4（2）並びに2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の1（2）及び2（2）において、「確認」という。）を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。）は、当該計

画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

（3）建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合（（4）に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

（4）確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- 3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合（同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、1の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額）の手数料を納付しなければならない。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
1戸建て の住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	13,000円
1戸建て の住宅以 外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,000円

	5,000平方メートル以上のもの	71,000円
--	------------------	---------

4 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、1及び3の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置しようとする場合 ((2)に掲げる場合を除く。) は、14,000円000

(小荷物専用昇降機については、9,000円)

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置しようとする場合は、

10,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)

2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等

1 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置しようとする場合 ((2)に掲げる場合を除く。) は、14,000円 (小荷物専用昇降機については、9,000円)

(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置しようとする場合は、10,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)

2 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 工作物を築造しようとする場合 ((2)に掲げる場合を除く。) は、13,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造しようとする場合は、8,000円

3 建築物に関する中間検査申請手数料等

- 1 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条第28項の規定により終了した旨を通知する者は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	20,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	39,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	51,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	113,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	176,000円
50,000平方メートルを超えるもの	362,000円

- 2 1の表の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

4 建築物に関する完了検査申請手数料等

- 1 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者又は法第18条第20項の規定により完了した旨を通知する者（以下「法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等」という。）は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	40,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	149,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円
50,000平方メートルを超えるもの	461,000円

- 2 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物の全てが法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、1にかかわらず、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	25,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	83,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	227,000円
50,000平方メートルを超えるもの	451,000円

- 3 1の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあって

は当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する

- 4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、1又は2の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	5,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	29,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	47,000円
50,000平方メートルを超えるもの	92,000円

- 5 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、1又は2及び4の表の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）を納付しなければならない。

5 建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等

法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 1 建築設備を設置する場合は、18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）
- 2 工作物を築造する場合は、13,000円

6 許可申請等手数料

次の表に掲げる者は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

区分	金額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第38項第1号又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする者	120,000円
2 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を申請する者	50,000円
3 法第43条第2項第1号の規定により建築の認定を申請する者	33,000円
4 法第43条第2項第2号の規定により建築の許可を申請する者	33,000円
5 法第44条第1項第2号の規定により建築の許可を申請する者	33,000円
6 法第44条第1項第3号の規定により建築の認定を申請する者	27,000円
7 法第44条第1項第4号の規定により建築の許可を申請する者	160,000円
8 法第47条ただし書の規定により建築の許可を申請する者	160,000円
9 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築の許可を申請する者	180,000円
10 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により特殊建築物の敷地の位置の許可を申請する者	160,000円

11 法第52条第6項第3号の規定により建築物の容積率に関する特例の認定を申請する者	27,000円
12 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定により建築物の容積率に関する特例の許可を申請する者	160,000円
13 法第53条第4項又は第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可を申請する者	33,000円
14 法第53条第6項第3号の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	33,000円
15 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	160,000円
16 法第55条第2項の規定により建築物の高さに関する特例の認定を申請する	27,000円
17 法第55条第3項の規定により建築物の高さに関する特例の許可を申請する者	160,000円
18 法第55条第4項各号の規定により建築物の高さの許可を申請する者	160,000円
19 法第56条の2第1項ただし書の規定により建築物の高さの許可を申請する者	160,000円
20 法第57条第1項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000円
21 法第59条第1項第3号の規定により建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可を申請する者	160,000円
22 法第59条第4項の規定により建築物の各部分の高さの許可を申請する者	160,000円
23 法第59条の2第1項の規定により建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可を申請する者	160,000円
24 法第68条の3第1項の規定により建築物の容積率、同条第2項の規定により建築物の建蔽率又は同条第3項の規定により建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000円
25 法第68条の3第4項の規定により建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	160,000円
26 法第68条の4の規定により建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000円

27 法第68条の5の3第2項の規定により建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を申請する者	160,000円
28 法第68条の5の5第1項の規定により建築物の容積率又は同条第2項の規定により建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000円
29 法第68条の5の6の規定により建築物の建蔽率に関する特例の認定を申請する者	27,000円
30 法第68条の7第5項の規定により建築物の容積率に関する特例の許可を申請する者	160,000円
31 法第85条第6項又は第7項の規定により仮設興行場等の建築の許可を申請する者	120,000円
32 法第86条第1項の規定により1又は2以上の建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物の数が2以下である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
33 法第86条第2項の規定により1又は2以上の建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合に

	っては78,000 円に1を超え る建築物の数 に28,000円を 乗じて得た額 を加算した額
34 法第86条第3項の規定により1又は2以上の建築物に関する特 例の許可を申請する者	建築物の数 が2以下であ る場合にあっ ては238,000 円、建築物の 数が3以上で ある場合にあ っては238,000 円に2を超え る建築物の数 に28,000円を 乗じて得た額 を加算した額
35 法第86条第4項の規定により1又は2以上の建築物に関する特 例の許可を申請する者	建築物（建 築等をするも のに限る。以 下この項にお いて同じ。） の数が1であ る場合にあっ ては238,000 円、建築物の 数が2以上で ある場合にあ っては238,000 円に1を超え る建築物の数 に28,000円を 乗じて得た額 を加算した額

36 法第86条の2第1項の規定により一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定を申請する者	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の2第2項の規定により一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては

	238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
38 法第86条の2第3項の規定により一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に関する特例の許可を申請する者	建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
39 法第86条の5第1項の規定により一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物の認定又は許可の取消しを申請する者	
	6,400円に現に存する建築物の数に

	12,000円を乗じて得た額を加算した額
40 法第86条の6第2項の規定により建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	27,000円
41 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定により段階改修に関する特例の認定を申請する者	27,000円
42 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により段階改修に関する特例の認定を申請する者	27,000円
43 法第87条の3第6項の規定により興行場等として使用する許可を申請する者	120,000円
44 法第87条の3第7項の規定により特別興行場等として使用する許可を申請する者	120,000円
45 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	27,000円
46 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	27,000円
47 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定により移転の認定を申請する者	27,000円